平成26年第4回幸田町議会定例会会議録(第4号)

議事日程

平成26年12月9日(火曜日)午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第59号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改定について

第60号議案 幸田町地域包括支援センター職員及び運営に関する基準を定める条

例の制定について

第61号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の制定について

第62号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

2番 杉浦 あきら君 3番 志賀恒男君 4番 鈴木雅史君

5番 中根久治君 6番 都築一三君 7番 池田久男君

8番 酒 向 弘 康 君 9番 水 野千代子 君 10番 夏 目 一 成 君

11番 笹野康男君 12番 内田 等君 13番 丸山千代子君

14番 伊藤宗次君 15番 浅井武光君 16番 大嶽 弘君

欠席議員(1名)

1番 中根秋男君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠 君 副 町 長 成 瀬 敦 君 教 育 長 小 野 伸 之 君 企 画 部 長 大 竹 広 行 君

総務部長小野浩史君住民こども部長桐戸博康君

健康福祉部長 鈴木 司君 環境経済部長 清水 宏君

建 設 部 長 近藤 学 君 教 育 部 長 春日井輝彦 君

消 防 長 山本正義君 消防次長兼 壁谷弘志君

会計管理者兼 牧野祥司君 出納 室 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長山本忠志君

○議長(大嶽 弘君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議御苦労さまです。

ここで、御報告します。

1番、中根秋男議員は、病気治療のため、本日の会議を欠席する届け出がありましたので御報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本 日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(大嶽 弘君) 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長(大嶽 弘君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 中根久治君、6番都築一三君の御両名を指名します。

日程第2

○議長(大嶽 弘君) 日程第2、第59号議案から第62号議案までの4件を一括議題と いたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順とします。

発言は会議規則第55条及び第56号の規定により、1議題につき15分以内とし、 質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁 をお願いします。

はじめに、第59号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番(中根久治君) 皆さんおはようございます。

59号議案、幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての話でございますが、まず、最初に、その幸田町消防団の公務という部分の公務とは一体何かというところから話を進めてまいりたいと思いますが、消防団員の公務の範囲の部分でございますが、具体的に言えば、消防団の制服を着て出かければ何でもみんな公務になるのか、公務にならない場合があるのかという部分です。

例えば、自主自発的に練習をしていると、こういった場合は公務としてみなされない のかなと、いわゆる公務の範囲について一つお願いをします。

- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。
- ○消防長(山本正義君) 消防団の公務の範囲ということでございますが、消防団の公務といたしましては、消火訓練等の消防団活動といいますが、消防団の業務は多岐にわたり

公務の範囲も消防の任務を直接行う行為に限らず広範囲なものとなってございます。

この消防団の代表的な業務といたしましては、消火活動など火災の鎮圧に関する業務、 防災訓練、年末警戒など、火災の予防警戒に関する業務、住民の避難、誘導、災害防除 活動など、地震、風水害に関する業務、また、消防団員の募集など、消防団の庶務の処 理に関する業務がございます。

また、消防団員は非常勤で、別に、正業をもっており、地域の安全のため防災活動などに従事しているものでございますので、活動の多くは、地域に密着したものとなっていることを踏まえまして、地域における活動も公務とされております。

例えば、焼失家屋の後片づけなどの活動、祭礼、イベント等での火災警戒、会場の整備、視察研修旅行、レクリエーション行事、反省会なども対象となっております。

しかし、例えば、公務に出かけ自宅に帰る帰路途上に通常の経路をそれて飲食店に立ち寄った場合などは、原則といたしまして、その行為は逸脱行為として対象外となります。

基本的には、制服を着用した活動は公務になるとは考えておりますが、公務災害認定の基本的な考え方といたしまして、公務上か公務外かは、まず、公務に従事していたかどうか、次に、災害と公務との間に相当の因果関係が認められるか否かにより判断されます。

したがいまして、制服の着用の否かについては、判断材料とはならないと考えております。

公務災害となり得るには、消防団員と公務災害補償等共済基金、いわゆる消防基金と 事前協議を行い、消防基金から公務災害に該当するかしないかの判断結果に基づいて行 うことになります。

以上でございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 1つ聞きもらしましたが、自主練習の場合はどうなるかということ を、また、含めてお願いをしたいと思います。

公務災害のこの実態について、この数年間、認定した内訳、どんなのを公務災害として認めたかということと、そのときの発生状況、原因、それに対してどのような予防策というのを考えられてきたのかということについてお願いをします。

- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。
- ○消防長(山本正義君) 自主練習につきましても、目的として消防団活動の一環として公 務災害として捉えております。

続きまして、公務災害の実態等ということでございますが、消防団員におきましては、 平成21年度から平成25年度の5年間における公務災害の件数は、平成22年度が1件、平成23年度が4件、平成25年度が2件の計7件発生しております。7件全てが 公務災害と認定されております。発生状況につきましては、転倒や指を挟むなど訓練中が5件、可搬ポンプの載せかえ作業中が1件、不審火パトロールを行うため詰所に向か う途上の交通事故が1件となっております。

原因といたしましては、ホースや背負い器、ポンプなど、消防の機械器具の取り扱い

中のものが多く発生しております。

予防対策といたしましては、毎年、新入団訓練におきまして、消防機械器具の取り扱い、安全管理について研修を行っております。

また、公務災害が発生したときは、原因を究明しそれぞれの災害に応じた対策を消防 団役員会を通じ、団員への周知を図っているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 消防基金によって補償されていくというような形になるかと思うのですが、例えば、消防団活動でけがをした場合、公務災害となった場合、本人の職業、まさに正業の部分、それに影響を与えるようなけががあった場合、どのような補償がされるのかということです。

例えば、足を折ってしまったと、そうした場合、本来、その正業の部分では、もう働けなくなってしまうと、それを一体どうやって補償されていくのか、これは、消防基金の中にそれが補償があるのか、または、それは関係ないよと。足が治るのは、これは補償するけれども、正業に与えた影響については、それは問題外であるというふうに考えるのか、その辺のすみわけについてお聞きします。

- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。
- ○消防長(山本正義君) この損害補償につきましては、この該当する中に正業ということ でその職業にけがによって休んだ場合には休業補償ということも対象となってございま す。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 休業補償は成り立つと思うのですが、そのけがによって、その仕事 に就けなくなると、もう退職を余儀なくされるような、そういったケースも当然あり得 るわけですから、そういった場合、そこの部分の補償というのは、一体どうなっている のかな。

要するに、労災になるのかならないのかという部分も含めてお願いをしたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。
- ○消防長(山本正義君) 消防団員活動による災害ということで、公務災害と認定された場合につきましては、その職業に赴くことができない障がいを負った場合には、障害年金の制度というものが設けられておりますので、こちらのほうで対応をすることになると考えております。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 先ほどの報告いただいたように、いつけがをするかというと、ほとんどが演習訓練中であると、愛知県の統計を見ていても演習訓練中にけがをする場合が多いわけですが、その演習訓練中のけがが多いというその原因といったというのは、一体、どういうところにあると考えられていますか。また、その予防策についてもお願いをします。
- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。

○消防長(山本正義君) 消防団員だけでなく、消防員も含めまして事故はいつでもどこでも起こり得る環境にあります。演習訓練中の事故が多くなっておりますが、特に、消防団員につきましては、ポンプ操法においてのけがが7割を占めております。原因は不適切な体の動きなど、それから、体力の低下というようなことも指摘されておりますし、また、機械器具の取り扱い上の不注意等の原因が大きなものとなっております。

予防対策でございますが、実際に起きた事故を再発防止に役立てていくことが重要でありますが、予防安全の必要性から、新入団、幹部訓練、競錬会等の各種の訓練の機会を捉えて、繰り返し予防安全対策の周知を図っております。

災害活動を迅速に行い、また、災害現場における団員や消防職員のけがを防止するためには、演習訓練が必要であります。今後も演習訓練中の事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 2番目の消防団員の出勤手当と金額、その他については、先日の一般質問で都築議員のほうから出ておりますので、ここはちょっと省略させていただいて、いわゆる演習訓練の中に、早朝練習、いわゆる朝練が含まれておると思うのですけど、この朝練の意義、一番心配しているのは、朝練をやったことでちょっと疲れますから、その疲れた体で会社にいくと、そういったときの今度は会社での事故という部分が気になるものですから、朝練が本人の正業にどの程度の影響を与えるのかと、影響を与えるとすれば、朝練そのものの意味がちょっとおかしいような気がしますので、そういったところで、その朝練の持つ意味、なぜ朝練なのかと、現在の朝練の様子を見ますと、私たちがこういう立場に立っていると、その前に朝練は終わっておりますから、相当早い時間から朝、消防団の方は練習をやっております。大変だなと思っていつも声をかけるのですが、そういうようなことで、じゃあなぜそこまでして朝練というのが必要なんだと、ほかの日ではいけないのかと、ほかの日中ではいけないのかという部分も含めて、それが朝練をやったために、身体を酷使したり、いろんな神経を使ったことが、今度は仕事にいったとき、また、仕事にいく途中でいろんな災難に遭うかもしれませんので、そういった部分の朝練の持つ意味についてお尋ねしたいと思います。
- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。
- ○消防長(山本正義君) 演習訓練には、早朝練習という朝練も含んでおります。早朝訓練は主に競練会と観閲式のために実施されます。ことしの観閲式の前には、団全体の訓練といたしまして、日曜日の午前5時15分から7時15分までの2時間、3回行いました。また、この訓練とは別に、各分団においても早朝訓練、夜間訓練を行っております。早朝訓練に参加する場合には、5時からの訓練であれば、4時ごろに起きることになります。早起きし、訓練で体を動かすことになりますので、団員には少なからず負担となり影響はあると考えております。

現在のところ、この朝練の後の仕事に関して交通事故、それから、労働災害というようなお話は、現在のところは聞いてはおりません。

また、現在、早朝訓練におきましては、訓練終了前であっても出勤時間となった団員は、訓練から離れ、現場に向かうような体制を取っております。

消防団員は別に仕事を持ち活動を行っています。また、その多くがサラリーマン団員であり、勤務地、勤務体制もさまざまであります。本来の仕事に影響がないよう、また負担軽減のため、年末夜警を4日から2日に、出動訓練を2回から1回に減らし、訓練も早朝だけでなく夜間訓練、あるいは日中と、団員が集まりやすい時間帯に実施しております。

早朝訓練、特に、日曜日の早朝は、やはり、団員の皆さんが参加しやすい時間帯となっております。また、災害時の活動や危険の防止のために訓練は欠かせないものであり必要と考えております。

早朝訓練の実施につきましては、今後も団員の皆様方に影響が出ないように努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) なぜ、この朝練の話を持ち込んだかといいますと、まさに、今、消防団の希望者がとても少ないものですから、その原因の1個が、やはりこの朝練なのです。朝練があるから会社にいけなくなってしまうと、そこの部分、朝の2時間練習というのはかなりきついんだと、そういうのがもう少し縛りが少なくなれば、消防団の活動というのは意義のあることだし、地元にも貢献できるしと、いろんな意味で積極的にはなってくれるのですが、何しろ自分の仕事と消防団の仕事を兼ねていくための一つのネックは、やはりそこの朝の早く起きて練習に参加すると、この部分だと。

それが、その実際の消防団活動の内容に物すごく近いものであるならいいのだけれども、どうも自分が、今、練習やっていることが、実際の例えば火災現場だとか、そういうところで果たして役立つだろうかと、そんなような疑問を持ちながら彼らはやっている。ただ、大会に出るための練習だと。ホース一巻を何歩で走るかと、そういった大会に出るための練習であるというような部分があって、とても朝練そのものに対して余り評判よくないなということがございますので、今、答弁ありましたが、やはり、この朝練そのものをもう一度見直してみて、うまくできるような形に持っていかないと、消防団の今の若いサラリーマンが消防団になろうとするための大きな障害だろうと、私は思うのですが、その点について、再度お願いをします。

- ○議長(大嶽 弘君) 消防長。
- ○消防長(山本正義君) 特に、新入団員の皆さんにとって、競練会というのが5月の終わりから6月の初めにあります。そういった中では、入りたてのときから朝練というのが始まってまいりますので、非常にその人たちには大変でつらいことであるし、また、正業を持ちながらということで、より一層、大変だろうと思います。

しかしながら、この競練会という5月を踏まえるまでに実践的なホースの延長だとか、 水の出し方ということもその短期間のうちに習得できるというようなことでやっており ますし、皆さんもそこで消防団の活動、消防団の住民を支えているというような自覚と いうことを目覚めてくると考えております。

特に、朝練を含めまして消防団の訓練につきましては、今後もできるだけ負担のないよう、影響のできないような形で消防本部、そして、消防団の団長さんのほうもこのことには、負担の軽減ということは常に考えながらやっております。

それは、どうしてもサラリーマンの団員さんが多いということですので、その中では、 当然、正業を主に考えながら、その中で地域の消防団として、どんな活動ができるか、 訓練ができるかということを考えながら、これからも団員のできるだけ負担を少なくす るような対応を取り続けていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(大嶽 弘君) 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

- ○5番(中根久治君) お願いをします。60号議案、幸田町地域包括支援センターの職員 及び運営に関する基準を定める条例の制定についてというところでございますが、まず、 最初にその運営の実態として、幸田町地域包括支援センターの設置者と委託者という部 分について、基本的なことですが、まず、そこからお聞きしたいと思います。お願いを します。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 地域包括支援センターの設置者の関係でございますけれど も、支援センターにつきましては、介護保険法に規定がありまして、115条45でご ざいますけれども、その中に地域支援事業の包括的支援事業を実施することを目的とし て、115条の46にも書いてありますけれども設置をすることができる。これがされ ているわけです。

地域包括支援センターにつきましては、包括的支援事業の委託を受けた法人が設置を することになっているということでございます。本町の場合につきましては、社会福祉 法人、幸田町社会福祉協議会、これに包括的支援事業を委託をしております。この関係 で、社会福祉協議会がセンターの設置者となっておるということでございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 私が勘違いしていたと思いますが、設置者というのは、町長ではないということでございますか。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 基本的に町もできるということにはなっております。これ と合わせて、先ほど申し上げた包括的支援事業を実施する、これを委託をした法人とい う二本立てということでございます。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) そうすると、この委託先という形の捉え方で社会福祉協議会を捉えてはいけないというふうに、設置者であるから委託先ではないのかなという、その部分がちょっと明確ではなかったものですから、また再度、この辺についてお願いをしたいと思いますが、地域包括支援センターの運営協議会という組織が条例の中にも出てきますが、その組織の構成と運営財源、または、さらに今までの活動実績についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 司君) 先ほど、地域包括支援センターについては、先ほど申し上げた市町村、それと包括的支援事業を委託を受けた法人、これが設置をすることができるというふうになっているわけです。

そのために、幸田町については、社会福祉協議会のほうに包括的支援事業を委託して おるということから、そちらのほうが設置者として届け出をしておるということでござ います。

それから、地域包括支援センターの運営協議会の構成という関係でございますけれど も、構成につきましては、町が要綱を持って定めるということにされておりますので、 幸田町が委員については委嘱をさせていただきながら定めております。

構成委員につきましては、医師会とか民生委員とかいるわけですけれども、要綱上では15名以内ということになっておりますけれども、本町においては、今、11名で委員構成をしておるということでございます。

町が、その協議会の運営をしておりますので、町のほうで持っておるということでございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) その地域包括支援センターの事務所についての話でございますが、 事務所がどこにあるかというのを、ホームページでたどってみますと、これは、福祉サ ービスセンターの中にあると、福祉サービスセンターというのは、一体どこにあるかと いうと、それは社会福祉協議会の中にあるというふうになっておりまして、その社会福 祉協議会の中はどういうものが入っているかというと、ボランティアセンターというの と、地域福祉サービスセンターと、もう一つが、訪問介護事業所と居宅介護事業所と居 宅介護支援事務所、地域包括支援センターという6つが同居しているわけです。1つの サービスセンターの中に。

その6つの業務がそれぞれ専任の職員で運営されているのか、兼任なのか、その実態 についてお聞きしたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 社会福祉協議会の中に、今、議員が申されました6つの事業所があるわけですけれども、兼任の関係ですが、まず、ボランティアセンター、地域福祉サービスセンター、それから、訪問介護事業所、居宅介護事業所、これについては、社会福祉協議会の職員であったりとかで兼務がされておるということです。

それから、居宅介護支援事業所、これについては、1名の専任の職員がいると。それから、地域包括支援センターについては、全て専任の職員でいるということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 事務所は、共用でもいいというふうに聞いておりますが、業務内容については、これは明確に区分すべきであるということでございますので、地域包括支援センターの中の職員で、専任の職員と兼任の職員の数、今は、全部が専任だと言われましたが、もう一度、サービス、ここのところの確認をお願いします。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 数でございますけれども、ボランティアセンターで1名、

地域福祉サービスセンターで1名、それから、訪問介護事業所と居宅介護事業所、これで1名、居宅介護支援事業所、これは専任ですが1名、地域包括支援センターで専任で5名ということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 次は、その職員の資格でございますが、条例を読みますと、何々に 準ずるものというような表現がしてございます。保健師、またはそれに準ずるものと、 社会福祉士、それに準ずるものと、準ずるものの範囲はどういうふうになっているのか なということをお聞きしたいと思います。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 職員については、介護保険法の施行規則の中に、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員も置くことが、これは決められておるわけですが、現状を踏まえて、三職種、その確保が困難である等の場合については、これに準ずる規定が設けてあります。準ずるものの規定につきましては、国の包括支援センターの設置運営について通知というのが示されておるわけですが、この中に準ずる規定が設けてあるということで、保健師に準ずるもの、社会福祉に準ずるもの、それから、主任介護支援専門員に準ずるものと、こういうことで運用をしておるということであります。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) その準ずる規定を読んでみますと、そのように書いてありますので、要するに、保健師でなくてもいいのだよと、これは、看護師でもいいんだと、社会福祉士でなくてもいいんだよと、現場経験が5年あればいいのだと。主任介護支援専門員じゃなくてもいいんだよと、10日ほどの研修を受けてくればいいと、こんなような形でございますから、言ってみれば、最初に出てきた原則の職員の基準というのが、すごくその下の許容範囲の部分で物すごく甘くなっておりまして、結局、地域包括支援センターの職員との基準を定める条例なのですけれども、その基準というのが一体どこに基準があるのか、ベースがあるのかというとどこにもない、言ってみれば、看護師さんがおればいいと、あとは経験者がおればいいと、そういう段階でありまして、はっきりした国家試験とかいろんなものがなくてもいいのだと、つまり、保健師としては看護師プラス経験でいいのだと、ほかのものについては、無資格でもいいと、あえて資格は要らないのだ、という兼務でもいいと、または、町長の定める基準でいいと、これは、一体、こういうのを基準というのかなと、基準の考え方です。ここまでその曖昧とした部分というものを基準というのかなというのが、とても気になりますので、まず、その辺についてのお考えをお願いします。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 委員、おっしゃられるとおり、保健師であったりとか、社会福祉士、この辺については、国家資格という話になるわけですが、先ほど言いました準ずるについては、これは保健師相当の知識があるということを、全てあるということを私は申しませんけれども、先ほど申し上げた国のいわゆる定め、通知によりまして、この保健師相当であるというふうに通知がされておるということを捉えて、そういった

経験のある、例えば、保健師でいけば看護師は相当でしょうというふうに通知がされていると。もちろん准看護師については、これは認められていないわけですけれども、そういった対応をさせていただくということんが適するということで判断をしたということでございます。

社会福祉士等についても、やはり、先ほど議員が申されたそれぞれの要件というのが ございますので、それに当てはめたものということで判断をしたいということでありま す。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) ですから、今回の条例が資格の基準を定める条例でございますから、 やっぱりこの基準と言われれば、一般にはもう少し明確なものがあるというふうに思う のですが、それに相当したもの、そういった知識を持っているものという意味なのです。

幸田町の場合は、大きな組織の中で一つの包括支援センターなのですが、小さく分割していった場合、この看護師さえなくてもいいことになってしまうというふうな条例のつくり方でございますから、その部分はやっぱり幸田町としてはもう少し明確にやっていったほうがいいのではないかな。

厚労省がそういう基準を出しているから、それに従うというのではなくて、幸田町としては、もう少しここのところを明確な形できちんとやっていかないと、人の命にかかわるような判断をする立場にあるわけですから、その辺のところをきちんと出してほしいなというふうに私は思っております。

何で、この質問をここで出したかというと、今から20年ぐらい前の話ですが、当時の厚生省の役人がお役所のおきてという本を出しました。ベストセラーになっています。厚生省の内部事情について暴露したような本が出ました平成5年。あれを昔読みまして、厚生省というのはどういうところだと思ってみて、いかに曖昧さというのが厚生省の基本にある、この曖昧さがなかったら厚生省が成り立たないということをこの本の中にも書いてありますが、そういってみると、例の年金問題からありとあらゆるものが厚生省の出す条例というのは、たまむし色なんですよね。

そういう意味で、これもそれなんだと、20年たっても厚労省というのは、同じような条例をつくって出すのだと、そういった部分がとても気になったものですから、厚労省って20年たっても変わらないところだなというふうに思ったわけですが、それを今度幸田町がそのまま規定で採用するわけですが、もう少し厳しい基準というものを幸田町としては考えていくべきであろうかなというふうに私は思うものですから、規則とか内規でもいいですから、その部分をもうちょっと厳しく捉えていくのだという姿勢をどこかに示してほしいなと思います。

これが、そのままの条例でいって、今は、社会福祉センター一つで対応しているのですが、将来的にそれが例えば中学校ブロックに置くような形に将来なっていくかと思うのですが、そうした場合、人材不足のために誰でもいいからおればいいと、そんなような条例がいきているわけですから、そういう形で、この地域包括支援センターそのものが運営されていく恐れを感じておりますから、やはり、その中の規則か内規でもいいところでもう少し厳しさというのが、条例の基準に対する厳しさというものがあってほし

いというふうに私は思っておりますが、その点についてお願いをします。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 委員おっしゃられるとおり、曖昧さというか、判定の仕方というか、なかなか難しいところであろうかと思いますけれども、今回、条例を制定するに当たって、これは国のいわゆる政令等に従うべき基準、もしくは参酌すべき基準というふうにその内訳はされておるわけです。

この条文につきましては、基本的には従うべき基準として定められているということで、この表現については、こういった内容で記載をさせていただく。

そして、先ほどの内規の話でございますけれども、基本的にその準ずるものを判定する場合には、当然、何かにもたれなければならないというのは、私どもも承知をしております。そのために、先ほど申し上げた厚労省のその通知を持って基準の準ずるべきもの、何でもいいよという話ではなく、ある一定の要件、全て保健師と同じかということについては、これは言いませんけれども、それにほぼ近い状態のある、いわゆる看護師を保健師としようということで定められておりますので、それに従って、その対応はしていけるということで判断をさせていただいて条例ということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) おっしゃっている意味はわかりますが、やはり、将来、これからは この地域包括支援センターの持つ役割というのは、物すごく大きくなっていくと思うも のですから、そういった場合、それが町民の信頼に至る職員がそこにおるのだと、その 部分を大事にしたいなと、町民の信頼を得るような職員、それはまさに資格を持った職 員という意味でありますので、そういった形になっていかないと、この部分は少し曖昧 だなという部分が残ってしまいますから、その点について、ぜひ御役所の規程ではあり ませんが、おきて破りもしていただきたいと私は思っておりますのでよろしくお願いを します。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) もちろん職員の配置につきましては、当然、前段である保健師、それから社会福祉士、主任介護支援専門員、こういった職員の配置をしたいということで、常々考えていきながら進めていくと。

ただ、これは余分な話かもしれませんけれども、非常に保健師というのは、現在、全国的にも不足をしている状態であって、いわゆるなかなかいろんなところでの活用といいますか、そういった職が求められておるということでありまして、そういったところの部分も含めて対応していきたいということで、そういった先ほどの専任のいわゆる職員については配置をしていきたいという考えでおりますのでよろしくお願いします。

○議長(大嶽 弘君) 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) この条例の第3条第2項の人員配置基準についてでありますが、 説明の中では、町の現状に沿って規定をしたということでありました。

現在、この地域包括支援センター、ここには、保健師がいないという現状であります

けれども、これをよしとするということが、先ほどの質疑のやりとりの中で答弁をされたわけであります。

当初、この地域包括支援センターができたときはどうだったのかということです。当初のつくったときから、大きく緩和されてきたではないかというふうなことでありますけれども、なぜ、この保健師がいない現状をよしとするのかということであります。

この曖昧さが従うべき基準でつくったよということなのでありますけれども、現在、 この地域包括支援センターの役割ということについて、どう町は捉えらえておるのかと いうことであります。

このような曖昧な基準の配置でいいのかと、よしとするのかということであります。 その点について、地域包括支援センターの役割、それから、今までは町のほうで保健師 を派遣をしてきて充実をしてきたと、これが現在はいない状況をつくり出してきたと、 なぜ、このようになったのか伺いたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 今回、制定をしました条例の中には、先ほど申し上げた基準には基本的に従いつつ町の現状、それから、今後の地域包括支援センターの配置を見据えて条項を盛り込んだということでありますけれども、保健師がいない、確かにおっしゃるとおり、今、保健師というのがいない。看護師がその保健師相当、いわゆる準ずるものとして配置をされておるということでございます。

以前、保健師がいたということは、私も承知をしておるわけですが、特別それをよしとしているわけではないということであります。保健師と保健師に準ずるもの、いわゆるこの中で、現在の包括支援センターが目的としております、いわゆる地域で一体的に実施する役割を担う機関だよと、この部分についてのその事務の対応についてはできるということで判断をされておるということでございます。

保健師が当然、本来なら必要だよということは、私どもも十分承知をしながらそのことについては当たっておるということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 地域包括支援センターでは、要支援 1、2のケアプランも作成しなくてはならない。そのためにケアマネジャーを配置をすると、こういうような三職種の基準というのがあるわけです。

そうした点で、やはり、先ほど保健師に準ずるものでは看護師だよと言われましたけれども、看護師と保健師の役割というのは全く違うわけです。保健師は1年余分に保健師学校にいってその専門性を身につけている国家資格であります。

そういう中で、看護師も3年から4年、養成によっては年数はいろいろあるわけですけれども、しかしながら、これも国家資格、同じ国家資格でもその職種は違うということからして、そうした曖昧な基準でよしとするとしていくということは、これから高齢化がどんどん進む中で、また、同時に介護を必要とする人たちがふえてくる中で、とても間に合わない状況が出てくる。こういう中で、果たしてこの人員配置基準を曖昧な状況の中でおさめていいのかということの問題であります。

やはり、最初の姿勢に戻るべきであります。当初、この地域包括支援センターを設置

をし、そして社協に委託をする中で、町としては最大限努力をし、そして、保健師も派遣をし、ケアマネジャーもきちんと専門資格を持った人が対応していく、そういう原則にのっとってやってきたわけでありますので、なぜ、この姿勢が貫けないのかということであります。

次に、第1号の被保険者数についてお聞きをしたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 保健師の問題につきましては、私も先ほど申し上げました ように、当初はいたということは承知をしております。

保健師と看護師の違いというのは、私も余り詳しくは実は知らないのですが、一般的には看護師は個の対応だよと、保健師については総括的な地域のいわゆる総括的なことを勉強しながらやっておるということで、今回、この看護師が保健師に準ずるものの中に、地域ケアであるとか、地域保健等に関する経験のある看護師という、これは準ずるものの規定に中にあるわけですが、そういった保健師ではないけれども保健師に相当するいわゆる地域での総括的な判断もできるということを踏まえた看護師ということでありますので、その対応について現在はやっておるということでございます。

決して、保健師は必要ないよということは、私どもも考えておるわけではございません。当然、保健師の配置については、できる範囲の中で考えていきたいなというふうには思っておりますけれども、先ほど申し上げた保健師というのは、非常に現在も不足している状態でございますので、今後の対応について、そういったことも含めて考えながら対応していきたいということであります。

それから、第1号の保険者数ということでございますけれども、ことしの9月現在の 第1号被保険者数につきましては、7,652名であります。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 保健師の仕事内容で言えば、いろんな地域の地域保健、福祉、そうした幅広い分野の中で、地域を見ていると、こういう視点に立つものであります。看護とは全く違う職種、それを経験があるからといって看護師でよしとするものではないというふうに思うわけであります。そうした職種の違いを無理に準ずる規定に当てはめてしまうというのはいかがなものかということが指摘できるかというふうに思いますこれは、保健師だけではありません。ほかの三職種についても全てであります。

こうした状況の中で、当初は、とにかく地域包括支援センターは、中学校区単位ということで、その中学校区単位がおおむね6,000人ということでつくってきましたけれども、幸田町の場合は、中学校区単位ではなくて、幸田町全域をそのエリアとするということで1カ所できました。その当時の状況と比べると、もう既に高齢化率もふえてきている中で、9月現在では7,652人という状況の中で、当時からすると1.3倍くらいになってきておりますよね。ですから、そうした点からすれば、本来、この社会福祉協議会に委託をする体制の中で、現在は、どんどん手薄になってきている状況が伺われるわけでありますが、それでよしとするのかということでございますが、その点についてはいかがかと、人員配置で補うことでよしとするのかということであります。

次に、今回、介護保険法の改悪によって、要支援1、2の方の介護外しということで

訪問へルパーとデイサービス事業を地域総合事業に移すよと、こういうようなことの中で、例えば、この地域包括支援センターの仕事内容のことからすると、ケアプランの作成ということが少し減ってくるというふうに見受けられるわけでありますが、そのような関連性の中でやってくるのかということでありますが、この点については、現在、この地域包括支援センターの中でケアプランの作成というものがとても間に合わない状況ということになっていないのかと、どのような状況なのかと。

今後、この基準を緩和することによって、この地域包括支援センターの中身、それが 内容が低下してしまう恐れがある、そういうことも懸念されるわけでありますが、それ を社協にぶつけてそれでよしとする町の姿勢はいかがということでありますが、いかが でしょうか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) まず、最初の準ずる規定の関係でありますけれども、これは、先ほど申し上げた、従うべき基準の中でそういった表記をしている。準ずる規定についての準ずるものというのは、先ほど申し上げた、私は、保健師でなくてもいいよという考えではなく、こういった保健師に相当するものとして通知をされている範囲の中で対応をしていけれるものであれば、それもやむなしということで対応させていただいているということであります。

それから、中学校の1包括支援センターでいいかという話だったかと思いますけれども、基本的に国が目安としておりますセンターの関係ですと、3,000人以上6,000人未満で、おおよそ中学校を単位とした考え方を示しておみえになります。

幸田町の場合は、先ほど申し上げた 7,652名の方がおみえになるわけですが、そうすると、この枠を外れておるということですが、この国の示す目安の中でいきますと、3名のいわゆる職員の配置と、幸田町の支援センターにつきましては、現在、5名の職員がいるわけです。人員の配置だけでよしとしているというわけではありませんけれども、そういったニーズに対応するための職員配置ということで、現在、5名を配置をさせていただきながら対応をさせていただいておるというものであります。

今回、基準の中で示してあります。今後、さらにふえていく見込みを第6期の計画の中でも示されているわけですけれども、平成28年、平成32年、この辺で一つピークがくるということで、人数、いわゆる職員の配置の関係につきましてもそのときに考えていかなくてはならないのかなという思いは持っております。

ただ、町内で1カ所でいいか、さらには、また2カ所、3カ所というふうにするのか、この辺は、先ほど、中根委員の御質問にありました協議会、こういったところにも御意見をいただきながら、町内で包括支援センターの箇所数については、当然、協議、検討はしていきたいということでございます。

手薄かどうかということは、現在のところについては、職員体制の中で賄っているということでございますので、当然、ケアプラン作成についても、現在、包括支援センターの中ではそれを職員の対応ということで足りておるというのは変な言い方でございますけれども、対応はさせていただいているということであります。

○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) この施行期日は、平成27年1月1日からであります。現在、このような状況の中で進むとしても、しかしながら、やはり、守るべき基準というのは、 看護師やその経験でよしとするものではないというふうに思うわけであります。

やはり、現在の状況が保健師を配置できない状況であるから、現在の状況に沿って制定をするということで、現状を引き継ぐということではなくて、やはり、高齢者福祉を充実をさせていく、そして、介護保険やあるいは高齢者のニーズに対応していくためには、専門性を身につけた職員配置を守っていく、この立場に立つべきでありますということを主張いたしまして質疑を終わります。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 繰り返しになるかもしれませんけれども、介護保険法の施 行規則の中に準ずる規定というのは、当然、規定がされておるわけでして、それを従う べき基準として定めさせていただいた、町としても準ずる規定に甘えることなく対応し ていくという認識は持ちながら進めていきたいということでありますのでよろしくお願 いします。
- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。 ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

- ○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。 次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 介護保険、あるいは、介護をめぐる今の状況というのは、基本的に は国や市町村が責任を持たずに介護外しをする、そして、自立という名前で施設介護か ら居宅介護にという形の大きく流れが変わってきております。

そうした中で、今回、条例を制定という形の中で、その条例がどういう内容と意味合いを持つのかというのは、先ほど来からの質疑の中でも明らかにされてきた内容だというふうに私は受けとめております。

そうした中で、まず、第2条がその基本方針だという定めをしております。そして、この第2条の最後尾のほうに、自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないと、しなければならないというのは義務規定なのです。という点で、この条例の持つ意味合いというのが非常に大きな内容があるなというふうに私は思っております。この自立という点で、何をもって自立とするのか、ここでいけば、日常生活を営むと、日常生活を営む基準というのはさまざま、いろんなレベルの水準の基準があってしかるべきだと、しかしそれは、どういう内容でここの言葉のいうように、自立した日常生活という範疇とその水準レベルはどういうふうにお考えですか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 第2条の自立した日常生活をという話でございますけれど も、介護保険法の115条の45には、地域支援事業の実施が市町村で義務づけられて

おるわけですが、この事業の目的として、被保険者が要介護状態になることを予防する とともに要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活 が営むことができるよう支援するため、とこういうために事業を義務づけられておると いうふうな記載があります。

基本的にこの条例でいいますと、2条の自立といいますのは、先ほど申し上げた地域 支援事業として町が委託をしたその地域包括支援センター、これの行う事業の包括的事 業の目的をいうことでありまして、その自立をした日常生活を営むことができるように という記載をさせていただいているということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、この条例の文面でいけば、自立した生活を営むという具体的な例示は何ですか。どういうことをもって自立した生活ということの内容で判断するのか、こういうことなのです。

ですから、そういう点でいけば、自立を支援をするサービスの内容、そしてその質が問われてきますよということを私は申し上げているのです。

ですから、ここで申し上げているように、じゃあ、自立した日常生活とはどういう自立がここでいうところの例示されてくるのか、結局、こういう形の中で、施設介護から居宅になる。そして、支援外しするという形の中で自立したというふうに判定すれば、みんな対象外でずっと外される、それは介護外しです。支援外しです。そういうものを第2条の基本方針で掲げる、ここに私は問題意識を持っているわけなので、そうした点でいけば、何度も申し上げますけれども、自立したという判定はどうするのかと、その自立した形の中で日常生活といった場合、さまざまなレベルの日常生活がある。その日常生活の範囲というのは、定めようがないわけなのです。ここからここまでが日常生活で、ここからここまでが非日常なのですなんていうのは、それこそ無意味なことといったときに、じゃあ、その判定をどうするのかということなのです。判定されて、ああ自立の生活ができますよといったときには、もう介護外し、施設外し、支援サービスを外していく、こういう意図がありありと伺えるこの条例の制定で基本方針が定められているというふうに私は理解をいたします。どうでしょう。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) ここで言います包括的支援事業、これにつきましては、介護養護ためのケアマネジメント事業であったりとか、相談支援などあるわけですが、支援外しをしているということではなく、いわゆる施設に入ってよしとするではなく、これは御本人たちのいわゆる住みなれた家、住みなれた地域でそういった介護状態が悪くならないようにといいますか、重症化しないようにといいますか、そういったそれぞれの方の生活、御自分が希望される部分も含めて、そういった環境や状況に合った事業をお示しをしながら、いわゆる介護状態が悪化しないように、もしくは、介護状態にならないようにというようなことで生活をしていただくための目的だということで御理解いただければと思います。
- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 答弁いただきましたが、結果的には、つかみどころがないのです。

具体的に症状がみんな違う。みんな違う中で、ここでいうところの自立した日常生活の判定は、それぞれの人の状況に応じて判定するしかないわけなのです。判断するしかない。その内容に応じてサービスの量や内容が変わってくるよと、こういう規定ですから、ここでいうところのしなければならない、日常生活が、自立した日常生活を営むように努力すること、努力義務ではない。言ってみれば、強制義務とまでは申しませんが、努めなければならないという規定ではない。そういう点では、この内容というのは非常にある面では思い規定をさせてもらう。

ここで問われてくるのは、ひっくるめて、支援センターも含めて、行政側の取り組み、 責任、そうしたものがこの第2条で私は基本方針として問われてくるなというふうに思 います。

次の第3条の関係でいきますと、3条は員数の基準ということで、先ほど来から準ずる規定と、こんなクソ道じゃないかと、質の低下を招いていく。質の低下を招くというふうに指摘をされないように、1番としては、看護師、そのほかこれに準ずるもの、2番が社会福祉士、これに準ずるもの、3番が主任介護支援専門員に準ずるもの、こういう逃げ道が設けられております。

そういったときに、こうした問題でみんな準ずる規定を設けるということは、担当して質の低下、こういうことを招かないか、こういう懸念をお持ちではないですか、この点についてはいかがですか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 基本方針の中での自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない、これは、地域包括支援センターの職員に対する戒めも含めてのお言葉でもありますし、包括的支援事業、これのいわゆる法律上の表現、目的をあらわしているということで御理解いただければと思います。

それから、第3条の準ずる基準、質の低下がどうかということで、先ほど来から議員の御質問にもお答えをしておりますけれども、質の低下について、その低下の中身、これもちょっと私はその保健師と看護師がそれぞれどういった内容で勉強していきているのか、余り詳しくは知らないのですけれども、ただ、看護師と保健師の違いというのは、保健師は看護師よりも地域の福祉、介護、支援、こういったものを総合的に実は勉強してきているというのは承知をしております。

その中で、この保健師が看護師よりもさらに上回った知識、この部分について、この 看護師に先ほどの準ずる規定の中でいいます要件があるわけですが、この要件がその部 分にあたるということで、この基準が定めてあると、これは規則の中にも定めてあるわ けですけれども、そのことがありますので、必ずしも質の低下を招くというふうには私 は理解をしておりません。

ただ、保健師かというと、これは保健師ではないというのが、先ほどから何度も申し上げておりますように看護師であるよということがありますんで、若干、違う部分ではあるかもしれませんが、必ずしも質の低下を招くものというふうには理解はしておりません。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 準ずる規定は、必ずしも水準を下回るものではないよという新たな 答弁、だったらなぜ、準ずる基準があるのですか。準ずる基準を設けなければいいでし よ。

準ずる基準を設けたという背景をあなた方はどういうふうに理解をするのか。あなたいうように、これはたまたまくそ道でございまして、看護師も保健師も内容的にはもう変わりませんよというこういう答弁です。だったら、なぜ、こういう規定を設けるのか、準ずる規定をなぜ設けるのか。説明、答弁がいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 先ほど、申し上げた第3条は従うべき基準としてこれは定められているわけですが、その中で、準ずる規定を設けたのは、これは当然、三種の確保、これが中根委員の中にもありましたように、今後、どういうふうな形で地域包括支援センターが分割なのか、人員体制の強化なのかわかりませんけれどもしていかなければならないときがくる、その検討をしていかなければならない、そういったときでの人材確保というのは、やはり、これから全国、各市町村でも当然同じような対応をしなければならないということは、当然、求められてくると思います。

その中で、必ずその保健師が確保ができるかどうか、こういったのも一つの問題だと思いますし、その対応について、その看護師でよしとするではなく、看護師が保健師に準ずるそういった経験がある方、これを保健師相当とみなしておるということでありますので、そういった対応も含めて、今回、この条例については、規則と合わせた形で表示を定めさせていただいたということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 先ほど来からの質疑、答弁で明らかにされてきのは、過去には、幸田町は支援センターに保健師がいましたよと、現在おりませんと、こういうことですが、じゃあ、いつからいつまで、いつまでセンターに保健師が確保されていたのかどうなのか。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 申しわけございません。何年までというのは、ちょっと私 は承知をしておりませんが、ただここ3年、4年でないと、それ以前までだというふう だと思います。
- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 3、4年ではないよということですが、ここで町長、答弁がいただきたいわけですが、要は、先ほどの部長の答弁でいきますと、保健師が需要と供給のバランスという表現が適切ではないかもしれませんが、保健師が引く手もあまたでなかなか確保できないと、こういうことを言われた。

その前提は確保できないということは、幸田町として、保健師を職員募集をすると、募集をしたけれども集まらなかったよということと、どのみちいないと、保健師なんていうのは嫌だと、行政の水準と質をどんどん低下していく今日の行政の中であって、こういう実態が明らかになったときに、町長、保健師を職員として、あるいは、支援センターのほうに確保させる、こうしたことについて、町長自身どういうふうにお考えです

か。

- ○議長(大嶽 弘君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 保健師につきましては、実は、私が副町長の時代に社会福祉協議会に2名ほど派遣をいたしました。

これは、当初、社会福祉協議会がそういうことをするために必要だということで、今は、町のほうに戻しておりますけれども、2人を派遣いたしましてやってきたわけでありますけれども、先ほどから問題になっておりますその緩和策といいますか、看護師でもオーケーだという基準に基づいて保健師が非常に少なかったわけでありまして、これは、保育園のほうに出してみたり、それから、福祉課の精神のほうの関係の保健師というような形で出しまして、本丸の保健健康課が定数になったというような状況もありまして、また引き上げたというような状況を持っております。

保健師につきましては、先ほど部長が言いましたように、引く手あまたでたくさんのいろんなところで、今、民間の企業でも非常に必要な方たちでありまして、我が幸田町においても今年度も新たに3名ほどの採用といいますか、来年度に向けてしようというふうに思っております。

そういう形で準備はいたしておりますけれども、ただ、保健師のスキルと、看護師のスキルがどうだというような問題ですけれども、結局、看護師の免許を取ってから保健師の免許を取るわけであります。

ですから、要素的には同じような基準を持っているわけですけれども、保健師につきましては、社会の公衆衛生、町全体とかそういう広く見て公衆衛生を含めてやっていただく方でございますので、社会福祉協議会についても、よく今後、新たに大きな拡大がされていくわけでございますので、町政をして対応をしてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 町長の答弁でいきますと、以前は幸田町の職員を社協に2名派遣を していたけれども、今は引き上げておりますよと、こういうことですよね。それは、経 過の問題であります。

要は、これからは、幸田町として地域包括支援センター、あるいは、介護事業に対してそういう資格を持つ看護師もそうです、保健師もそうです、ケアマネジャーもそうです、そういう資格を持つ人たちの活躍の場という表現、仕事をやる場というのは、どんどん広がってきます高齢化が進んでいく中で、そうした点では、そういう資格を持つ人たちが不足になってくる、あるいは、引く手もあまたという形で選択をされるということはあり得るだろうと。

しかし、それを状況として解説員として、評論家として、それをああでもない、こうでもないということを言うのは誰でもできる。

しかし、行政は、そういうものを乗り越えて、じゃあ、行政としてどういうふうに実 効性のある事業を進めていくのか、そのことによって行政の水準、質というものを引き 上げながら、高齢化社会に対応していく、これが行政に求められた責務だと、そうした ときに、過去の問題は過去の問題、じゃあ、これからどうするかという点でいきますと、 町長自身の今の答弁でいきますと、よく検討してというような形になります。

要は、やり方としては、さまざまあるだろうと。幸田町が、過去選択をしてきた幸田町で雇って必要なところに社協も含めて支援センターも含めて、その職員を派遣をすると、そういう中で社協や支援センターで確保できたら、それは本庁に引き上げる。

こういうことをやっていかないと、要は、幸田町としての、保健事業、あるいは、そ ういった類いの事業の中で、保健師はほぼ充足できていますよと。

だから、後は支援センターなり社協が頑張ってもらえばいいのですよというのは、ちょっと薄情者だなというふうに思うのです。

そういった点で、やり方としては、幸田町が応募して採用する、そういう中で派遣をする、あるいは、社協や支援センターがそういうことを目的、意識的に高揚をしていく機会を支援をする、これは、行政としての務めだというふうに思うわけですが、再度、考え方をお聞かせいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 保健師につきまして、それから、社会福祉協議会につきましても、決して疎遠にしているわけでもないわけでありまして、先ほども申し上げたように、今後、高齢化もさらに深まってくる、それから子育ての問題もあると、そういうことでは充実していかなくてはいけないというふうに思っておりまして、保健師につきましては、それなりの採用をして、ただ、社会福祉協議会で単独で採用ということも考えられるわけでありますけれども、やはり、お互いに相乗効果といいますか、町との人事交流を深めながら、さらに深く浸透していくようなそういう施策も考えるべきであろうというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように、来年度に向かっての採用もございますし、よく大分調整いたしまして対応させていただこうと思っております。
- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 次に、議案書でいきますと9ページになります。

ここに第3条、4条関係の別表が載っております。この別表どおりでいきますと、幸田町は、これからはどういうような方向性にいくのか。今、ここにありますように、一番最後、おおむね2,000人以上3,000人未満、こういう中で専らその職務に従事する常勤のという形でいく。

これは、先ほどの質疑の中でも答弁がされておりますけれども、今の基準から含めて、この別表というのをどう使うのか、使い方次第によっては、この別表はいきて使うこともできるし、ただ単なる飾りとして使うこともできる。この関係は、どういう関係でこの別表を活用されるのか、あるいは、私どもとしてどういう見方をするのかという点で説明答弁がいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 別表の関係でございますけれども、この規定につきましては、いわゆる被保険者の数が3,000人未満であったりとか、地理的条件で地域包括支援センター、こういったセンターの増を必要があるというふうに運営協議会等で認められた場合においては、この別表を使ってその職員の体制を図っていくということであります。

これについても、現在、規則の中にも当然その3,000人未満、特定という、そういった部分での規定もされております。

それから、町の今回の条例の中では、今、6,000人までの対応については、規則で定められておるわけですが、それ以上になった場合の対応についても、一応、配置すべき職員の上乗せをする場合、こういった場合での対応について別表において対応できるというふうに定めて、これで9,000人までの対応を考えている。

当然、協議会等の意見も含めまして、地域包括支援センターが1カ所で足らないよという御意見であれば、そういった部分での対応については、また、別の話として考えて、とりあえず、この別表については、先ほど申し上げた3,000人未満、もしくは1つ以上超えたときの対応を含めての基準ということであります。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。 次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。 9番、水野君。

○9番(水野千代子君) 今回の条例の制定でございますが、これらの条例の制定によりまして、地域包括支援センターは、今後、地域の支援事業等で在宅医療とか介護の連携が軸となって住みなれた地域で自分らしい人生を送られるように支援するものでございます。

また、それによって地域包括支援センターの役割が、さらに重要になってくるということでございます。その意味で人員の配置とか、それぞれ条例が定められるわけでございますが、私のまず一点目の第1号被保険者の数ということで、先ほど答弁ございました9月現在で7,652名ということで、私も一般質問で9月議会にやらせていただいたときには、8月1日現在でということで、7,576名というふうに聞いているわけでございますが、ということは、1カ月で76名の被保険者がふえたということであります。

ということは、すごい速度で高齢者の方々がふえていく、その意味では、やはり地域 包括支援センターの役割は、本当に重要になってくるのではないのかなというふうに思 うわけであります。

2点目ですが、人員配置はこれで対応できるのかということで質問をしたわけでございますが、さまざま答弁もございました、質問もございました、本当に今、対象者がふえることによって今の配置で大丈夫かなということを連日思うところでございます。

先ほど、部長の答弁の中で、配置の基準等のことでございますが、今はその3名の配置であるが、国の定める対象者の人数の職員の配置は、3名であるが5名にふやしてやっているよということでございました。

第1号被保険者がピークを迎える年度、これは、平成28年と平成32年ごろではないかというふうに言われたわけですが、ということは、平成27年度、来年度には、その次には、平成28年がピークを迎えるわけでありますので、運営協議会等でしっかりと話し合って、配置についても今5名のところをふやす考えを持っていかなければ間に合わないかなというふうに思うわけでありますが、この配置について、平成27年度、来年度には既に考えていく必要があるかなというふうに思うわけでありますが、この点

について質問をいたしたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(鈴木 司君) 今、6期の計画をしているわけですが、その中で予測を立てておるわけですが、第1号被保険者の数でありますが、9月現在で計画を立てておりますのでその数値になりますけれども、平成27年度9月現在で7,942名、平成28年9月で8,200名、平成29年9月で8,411名、この人数から照らし合わせますと、平成28年度には8,000名を超えるということになりますと、現在のこの基準からいきます数、これが一人必要になってくる。

さらに、9,000人を超える段階というのが、これは、平成32年度で今、見込みをたてているわけですが、その時点では、当然、地域包括支援センターの一カ所がいいかどうか、体制を強化すべきかどうか、この辺は非常に大きないわゆる検討していく節目かなというふうに思います。

さらに、平成27年、平成28年の中で総合事業の関係、こういった取り組みのことも、実は、今から新たに加えていくということになりますと、地域包括支援センターが行わなければならない業務というのは、ふえてくるのかなという想像もされるわけです。そういった中で、この人数に縛られることなく、当然、その人員体制の強化等については検討していかなければならない節目というのがあるのかなということで考えておるということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 9番、水野君。
- ○9番(水野千代子君) 今、答弁がございましたように、確かに年々急速、想定外ぐらい な勢いで伸びてくるのではないかなというふうに思うわけであります。

その中で、地域支援事業、総合事業等も入ってくるわけでありますので、しっかりと した職員の配置も増を検討していっていただかなければいけないときかなというふうに 思います。

それから、地域包括支援センターの増設でございます。これは、先ほどから出ております。これは、本当に3,000人から6,000人で中学校区で1個ということになりますと、既にこの平成32年度のときは、当然、今の幸田町の中学校区で1つ、今、町でいいますと3つあってもいいのではないかなと思うぐらいな人数になってくるわけでありますので、やはり、ここのところをしっかりと検討していただいて、また、運営協議会でこの辺のことも先々のこともしっかりと視野に入れていただいて、事業がスムーズに、支援者の方たちが、支援を受ける方々が納得いくような、本当に幸田町にずっと住んでおられて、またそこが終のすみかとなられるような、満足できるような人生が送られるようなそういう支援センターになっていただきたいというふうに思うわけでありますが、最後に、今、少し答弁もあったわけでございますが、包括支援センターの増設について再度いつごろまでにということがわかればお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) この包括支援センターの増設については、一般質問等でも 御質問があるわけですが、センター、現在、幸田町については、御承知のとおり1カ所

でやっております。日常生活圏が1カ所、町内のセンターからおよそ30分圏内、これは国のほうで示されております。その基準の中でもあるわけですが、狭いという、さらには時間が短いということで対応ができるということで1カ所、この1カ所をふやすことがいいかどうか、これは、私もちょっとまだ検討しているわけではないですが、ふやしていくことだけがいいのかどうなのかというのは、非常に疑問のところもある。

当然、対象者がふえれば、その対応をする方がふえるということですので、職員の体制がまず一番強化をしていくべきだろうというふうには考えております。

当然、例えば、足が悪い、腰が痛い、そういった方々の交通の便も悪い部分では、支援センターを増設というのは、これは検討する余地があるのかもしれませんけれども、 当面は1カ所の中で考えていきたい。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、被保険者数、さらには、その事業内容、 そういった内容に基づいて増設であるとか、人員体制については検討してきたいという ことでありますのでよろしくお願いします。

○議長(大嶽 弘君) 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番(中根久治君) お願いをします。61号議案でございます。

幸田町指定介護予防事業等の人員とかいう長い条例でございますが、ここの中でも、やはり、担当職員の基準というところに焦点を絞ってお伺いをしたいと思っております。先ほど言いましたが、例の厚生省の暴露本、御役所のおきてというところに書いてあります。曖昧さが大事であるということでありましたが、要するに曖昧さが大人の判断だと、これが厚生官僚の考え方なのです。曖昧さが大人の判断だと、これは、まさに官僚社会だなと思うものですから、幸田町はそういうことは絶対ないわけですから、血の通った職員が生で町民に接しているわけですので、その辺のところで基準というものをきちんと考えていただきたいのですが、第2章の第3条、そこのところに今回の事業に当たっては、こういう人を置かないといけないというところで、1つが保健師を置かないといけないというふうにうたってあります。これは、準ずるものという規定は入っておりませんので、これは、やっぱり保健師が必置なのである。必ず置かないといけないというふうな解釈なのか、または、これは兼任でもよいというのがどっか裏にあるのか、この部分についてお願いをします。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 第3条の関係でございますけれども、保健師その他の指定 介護予防支援に関する知識を有する職員、保健師でなくてはならないというふうにはなっていないと私は理解をしているわけですが、厚労省の通知の中にもありますけれども、この中には、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者福祉に関する相談に3年以上従事した社会福祉主事ということで、この中から1名ということになっておりますので、特に、保健師という限定をしているものではないということで

ありますのでよろしくお願いします。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 間違えて読んでしまったようであります。保健師その他の指定介護 予防支援に関する知識を有するものというのは、保健師とその他ではないということで すね。

ちょっと、やっぱりそういう表現がうまいなと思うのですが、まさに保健師でなくてもいいという判断せよということだそうです。

その中で、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員と、この指定介護予防支援に関する知識を要する職員というのは、一体、どういう職員なのか、どのレベルの知識なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) これも先ほどのお話の中にあります高齢者の通知というのが、今、いろんなことが書いているわけですが、この中で県が実施する介護予防支援に関する研修、これを受講したものというふうなことになっております。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) いわゆる10日間ぐらい研修すればいいという、そういう範疇の職員のことを言われるのかなと思うのですが、まさに前の条例と同じような職員の基準なのです。まさにそっくりだなと。具体的にこれは看護師さんのことを示すわけではないと。ほかの人でもいいということですから、この指定事業者というのは、看護師さんではなくてもいいよと、保健師じゃなくても看護師じゃなくてもいい、要するにちょっと知識をかじったような人がおればいいと、そういう判断というふうに取られてしまいますが、そういうことでよろしいでしょうか。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) ちょっと知識をかじったというのは、私はよくわかりませんが、先ほど申し上げた保健師、介護支援専門員、社会福祉士、さらに経験のある看護師、社会福祉士、このものの中で研修を受けたものということでございますので、基本的には、ある一定の知識のある方がさらに看護予防支援に関する研修を受講したということでありますので、例えば、私がそうなれるかという話ではないという話だと思いますので、ある一定の知識を持った方が、さらにその介護予防に関する研修、これを受けた方ということであります。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) そうしますと、先ほどの包括支援センターの職員比較とほぼ似ているわけですから、その中の準ずる規定に入っている人でもいいと、そういうふうな解釈でいいわけですね。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 準ずるという話にはなっていないです。

例えば、保健師という方です。これに準ずるものというふうな通知、いわゆる記載に はなっていませんので、保健師が介護予防支援に関する研修を受講したもの、看護師に ついても当然同じ、介護支援専門員についても同じということですので、保健師に準ず る看護師ではないということ、看護師は看護師として別にあるということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) そうしますと、こちらのほうは少し基準が高いという解釈でよろしいですか。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 高いというか低いというか、基本的に先ほど申し上げた準ずるというのを、私は低いというふうに理解をしておりませんので、高いか低いかという判断はできませんけれども、先ほど申し上げたのは、保健師と相当する看護師という判断、これは一つあります。

今回、この指定介護予防支援の関係につきましては、保健師で介護支援予防に関する研修を受講したものということでございますので、基準というか、その範囲というか判断というのが若干違いますので、高い低いということではないというふうには考えております。

- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 最後に聞きますが、じゃあ、何をもって知識を有する職員とするのか、何をもって知識を有すると判断するのかという、その基本的なところをお聞きして終わりにしたいと思います。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 何をもってという話ですが、先ほど申しておりますように、介護予防に予防支援に関する研修、これは、県が実施をして10日ぐらいという話でありますけれども、これの研修をもってということでありますので、その内容がどうのっていう話ではなく、介護予防支援、これに関する研修だということであります。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根君。
- ○5番(中根久治君) 先ほども言いましたように、やっぱり、これはこれから町民が一番 期待する頼りにする事業でございますので、町民の信頼を得るためにそういった人材を 集めていかないといけない、そういうふうに私は思っております。

今回の二つの条例ともにそうですが、条例が先行して人づくりが後回しだなと、まず、 人づくりをしておいてから条例をつくっていかないと、事業が先行していったために人 が追いついていかないような形になっておりますので、その部分をきちんとしてほしい というふうに思っております。

以上です。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 当然、人材については、委員のおっしゃられることはよく 承知をしております。そういう意味では、現在についても介護支援専門員、これがあた っているわけでございますけれども、そういった体制で今後も取り組んでいきたいとい うふうに思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(大嶽 弘君) 5番、中根久治君の質疑は終わりました。 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) 今回の61号議案に関しては、第1章から第6章まで、これにつきましては、国基準どおり通したのかどうかについて伺いたいと思います。

説明のときには、人員に関する基準第2章、これについては厚労省基準という説明が ございました。全体を通して、この条例につきましては、地域の実践及び自立性を高め るための改革の推進を図るための関係法律の執行に伴い整備をするということで、おり てきたものであります。

そこで、これは先ほどの60号議案と違って、国基準どおりとしたのかということについて伺いたいを思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 今回の61号議案の条例の中で、国と異なる基準は、基本的には2項目でありますけれども、まず、第2条第5項において指定を受けるものは法人とした、この部分と、それから、もう一つは、19ページになると思いますけれども、第29条第2項に記載がされております。

これは、記録の整備、保存の中の第2項ですが、ここに5年という記載があるわけですが、これは省令では2年というふうになっておりますけれども、5年というふうに変えさせていただいた。

これ以外は、全て省令の基準に従い、または、参酌して定めてあるということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 国基準どおりではなくて、幸田町基準というものが2項目設けられたよということであります。

こうした省令で2年と規定をしているのを5年としたということについては、いろんな問題があった場合にこれを調査する、こういうときに2年で廃棄をしてしまえば、何かあったときのことがうやむやになってしまうということで5年と、これは、経験に基づいてやられたのかなというふうに思うわけでありますので、これはこれでよしとしまして、次に、この指定介護予防支援事業者数についてお尋ねするものでありますが、現在、この幸田町におきましては、何カ所あるのかお尋ねするものであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(鈴木 司君) 指定介護予防支援事業といいますのは、介護認定におきまして要支援 1、 2 の方に対しまして、いわゆるケアプラン、こういったものを作成をすることをやる事業であります。

この事業につきましては、現在、町内におきましては、地域包括支援センター、これを社協に委託しているわけですが、社会福祉協議会がその指定事業者になっております。 言いかえると、この事業所というのは町内では1カ所だということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) なぜ、こんなことをお聞きするかといいますと、この60号議案 と61号議案を何回か読み直してまいりました。何回か読み直してまいったわけでありますが、確かにこれは指定事業者というのは社協であります。その後、第4条第2項、ここにもございますよね。第4条第2項について言えば、これは地域包括支援センター

の職務にも従事することができるというふうになっているわけであります。ここを見比べた場合、60号議案では、準ずる規定が設けられ、この61号議案では、先ほどの中根議員の質疑にもありましたように、その辺がきちんと国基準どおりということでありますが、これは、ちょっと矛盾しませんか、どうでしょうか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) まず、指定介護支援事業所につきまして、これが常勤の管理職を設置をすることになっているわけです。今回、その条例で定めさせていただいた兼務の規定につきましては、指定介護予防支援基準というのが厚労省の定められているわけですが、その中に3条で定めてあります。その3条で定めておる内容というのは、指定介護予防支援事業所の職務のほかの職務、または、包括支援センターの職務に従事することができる、こういった内容になっているわけですが、居宅介護支援事業所の管理者、これと、いわゆる包括支援センターの職務、これを兼務することができる。兼務していくことについて特段問題がなければしていいよという話でございますので、そういった内容になっているということで、特に矛盾をしているというふうには考えておりません。
- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 言われることは最もであるわけですが、しかしながら、この第2章の人員に関する基準、これについては、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員ということでなっているわけです。

先ほどの中根委員の質疑の中では、これは保健師と明確に言われましたよね。ということは、保健師、国基準、先ほどのものより基準が曖昧にはなっていないのですよねということの中の質疑と同じでありますが、要するに、現在、この社協には、保険者何名いますか。現在の社協。要するに指定介護予防支援事業者。保健師おりますか、いかがでしょうか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 保健師がいるかいないか、これはいません。

先ほどの指定介護予防支援事業者の中の職員、これは、保健師ではなく、保健師介護 支援専門員、社会福祉士、さらには看護師、社会福祉主事で県が実施する介護予防支援 に関する研修を受講したものということで、特段、保健師ですよというふうな規定はな いわけであります。そのうちから一人ということでございますので、たまたま幸田町の 場合については、主任介護支援専門員、これが一人ということで、管理者というふうに なっております。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 国の基準というのは、ちゃんとなっているわけですよね。

例えば、特別養護老人ホームを建設をするときには、必ずその職種に応じた設置基準 というのがあるわけです。人員配置基準。これに基づいて行っているわけでありまして、 なおかつ、この指定介護予防支援事業者、これについても、きちんと国基準どおりとお っしゃったわけですから、ちゃんとこれは保健師になっているわけです。それが、なっ ていないとする根拠はどこなのかということであります。

幸田町の場合ですと、ケアマネジャーが一人だけとおっしゃいました。後は、その準ずる規定を設けた職員がいるだけだよということで言えば、これは、専門性がない職員を専門知識の研修を受けたでよしとするそういう職員配置になっている、これは、何はともあれこの介護予防に関しての基準の低下を招くものだと言わざるを得ない状況であるわけであります。

私は、この61号議案の条例を読んだときには、このすごい食い違いというのが気になりました。この辺のところを、やはり、どう整合性を保っていくのかと。本来ならば、この61号議案に60号議案を合わせるべきだというふうに思うわけであります。その点について、納得のいく説明がいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 指定介護予防支援事業のこの人員に関する基準の中で、1 人以上の人数の提供に当たる必要の数、これが、保健師、その他の指定介護予防支援に 係る知識を有する職員ということで、これは、規則の中にも当然、現在、うたっている 内容をそのまま従うべき基準として記載をしているということで、保健師という特定を しているわけではない。これは、先ほど中根委員の御答弁の中でもさせていただいた内 容であります。

そういった中で、町については、主任介護支援専門員がなっておるということでありますのでよろしくお願いします。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) やはり、この地域の自主性というのは何かということを考えた場合、やはり、その国の基準というものがどんどん曖昧にされていく中で、地域のほうにどんどんそこの責任と仕事量がおりてくる。そういう中で、やはり、地域の自主性という考えた場合は、国基準を上回る基準とし、さらにこの地域で暮らす高齢者の方々が最後まで自立をしながら、そして、住みなれた地域の中で暮らして老いていく、そういう取り組みかというふうに思うわけであります。

私は、自立をするということについて言えば、何らこれは問題はないというふうに思いますし、自立をするための手助け、こういうことに行政としてはやっていかなければならない問題だというふうに思うわけであります。

そして、それを最後まで支えながらやってきても何とも仕方がない場合は、これは、施設介護ということにもなるわけでありますが、やはり、今の介護保険が施設介護から在宅介護へと移行する中で、在宅介護の中で高齢者が自立した生活を送る、その手助け、そのためのこの条例でありますので、その辺のことを、やっぱり、これは保健師ではないよという解釈ではなくて、きちんと保健師ということでうたいながら、これを読むとどうにでも解釈できるというのは、ちょっと問題ではないでしょうか。

やはり、これを見ると、保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識ということでありますので、保健師と限定するものではないというものにも読めないというふうにも読めるわけです。どうでも取りようができる。しかしながら国は、これは保健師と限定しているのです。その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 委員が言われるように、自立を行うための手助け、これは、 私も必要だと思います。

そのために、要支援1、2の方に対して、ケアプランの作成をしていく、これが業務になるわけですが、職員の関係につきましては、これは、先ほどから何度か申し上げますけれども、厚労省のいわゆる通知の中で、この職員が、先ほどから言っている5の職種があるわけですが、この中の方で研修を受けたものは、そのことについていわゆる当たることができる、そういった判断をした方を1名以上あてなさいということになっておりますので、その対応について、特に保健師とか社会福祉士とかという限定をした枠で、今の規則についても決められておりませんし、これは、先ほどから申しておりますような従うべき基準という中での取り組みでありますので、地域の実情に即したということでありますけれども、特に、先ほどいった5職種、この方たちで、この方ができてこの方はできないという判断はしていないということでありますので、対応については、当然、そういったことで進めさせていただきたいと思っております。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) この第3条の指定介護予防支援事業所、これについて、この事業 所の従業者の員数について規定をする。これについては、わざわざ指定介護予防支援の 提供に当たる必要な数の保健師というふうに規定をしているわけです。ここに、根拠が あるではないですか。保健師という根拠が。それをどう説明するのかということであり ます。
- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 読み方を必要な数の保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員ということで、保健師というのは、たまたまこれは通知の中にも一番先に保健師と書いてあるから保健師だよという話ではなくて、規則の中にこういう記載をして定めてある、これは国の規則でございますけれども、それをそのまま従うべき基準の中で表示をさせていただいたということで、保健師と書いてある。そのことについては、私も文字を見ればわかりますが、特に、その国の通知の中で、5職種の方の中でいわゆる一定の要件を満たした方を、その職員と充てることができるということになっておりますので、そういった対応でやらさせていただいている、この条例についてもそういう表示の仕方をさせていただいたということであります。
- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) これは、解釈の違いということで、すれ違いに終わるわけでありますが、しかしながら、この社協に委託をする、それが、この基本方針の中の第2条の第5項、ここに法人とするということで、幸田町の基準を当てはめてきたと、それが社会福祉協議会ということにするわけです。

ですから、直営でなくて、幸田町は法人に委託をするということですよね。ここで、 その委託をするということで、町の行政責任を社協に持ってきたと、こう解釈もできる わけでありますよね。

それで、この第2章の従業員の員数ということでこの必要な数の保健師。ところが、

現在、社協には保健師すらいないと、こういう状況であります。そうした点で考えると すれば、これは、やはり手薄になってしまうということになり兼ねないというふうに思 います。

ですから、きちんと、この条例どおりにきちんと保健師は手当をし、そして、地域包括支援センターの準用規定、この辺もこれからこうした研修を受けただけで済むよというものではなく、専門知識を有する職員をきちんと配置をする、そのように持っていくべきだと述べさせていただいて、質疑を終わりたいと思います。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 職員の配置につきましては、基本的に国の規則、今回、条 例定めさせていただきます内容に基づいて対応させていただければというふうに思います。

それから、保健師の対応につきましては、先ほど町長のほうから御答弁申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。 ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

- ○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) この61号議案も、先の60号議案も、基本的には、国がつくった 基準を幸田町が必要なところ、必要なところというのは、幸田町という字を入れかえて コピーをしたと。基本的にはそうなのですよね。だけど、提案理由は何ですか。地域の 自主性及び自立性を高めるための改革だと、自主性、自立性とはコピーをすることなり と、これが改革の推進の中身だよと、こういうことですよね。

そういう中で、つらつらやっていく中で、要は、この61号議案、その対象は、介護保険の要支援1、2の人たちを対象にした内容だというふうに私は理解をするわけですが、そうした中で第2条、指定介護予防支援事業は必要な限り、居宅において自立した生活を営むことができるように配慮して行わなければならないですよと、この文章そのものは仰せのとおりということです。

ただ、そうしたときに、先ほどの60号の中でも申し上げたけれども、これも基本方針、基本方針で自立して要支援1、2だよと、その人たちを対象だよと言いながら国は今何を目指しているのか、要支援1、2は、もう介護保険の対象にはしないと、そういう介護保険はずしをしていく一つの道のりの中で、今回、この条例制定の中で要支援1、2を対象にしてまず居宅だと。そして、自立ができるような支援をしていけという大義名分、別にこれについて誰も反対をしない。

しかし、そういう意図を隠しておると、将来的な方向性というのは、もう明らか、介護保険の対象者がどんどん高齢化が進展と合わせてふえていく、そうしたときに支援1、

2を介護保険の支援事業の範疇だよというのは、これはあかんと、これが、今、進めている政治の実態だということになりますが、そうした感覚でみたときに、これはどういうふうに理解をしたらいいのか、まず、説明をいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 介護状態というのは、どなたにとっても嫌なものであるわけですが、基本的には、先ほどの60号議案のときにもお話をさせていただきましたけれども、住みなれた家、地域で、いわゆるいつまでもそういった元気な形で住みたいというふうに思っておみえになるのは、これは多くの方が思っておられると。

ただ、そういった中で、今回、指定介護予防支援事業の中の在宅ということですが、 基本的には、要支援1、2の方については、介護予防サービスの利用のできる方である と、この方については、いわゆる施設サービスの利用ができないものですから、基本的 には、在宅でそういうサービスを利用しながら日常生活を営んでいただくというところ で、その利用をしながら介護者のいわゆる重度化を防ぐための予防、そういった事業を 行っていくということを配慮をして規定をしたものだということで、特別在宅を押しつ けるというふうなものではないというふうには理解をしております。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 今、あなたが言われたように、ミクロ的といっては失礼かもしれませんが、当面、その感覚でいけば、そのような内容かなというふうに私は理解をする。

しかし、先ほど申し上げたように、自民党、公明党の連合政府、今、どういうことを 進めているのか。高齢化社会のために手厚いといいながら、やっていることは全然違う ことだと、この60も61もみんなそう。

そうしたときに、言葉だけが先行して中身がからっぽ、国の政治とまちの政治が一緒。 こうしたときに、先ほど申し上げたとおり、この基本方針の第2条は、介護保険の要支 援の1、2の人を対象にしますよと言いながら、基本的には、介護保険で要支援者を支 援をするサービスはやらないよ、長期的な面の。基本的には、考え方はそうだと。

介護保険でその支援サービスをするのは、要介護1からだよと、こういう中で、いずれ近いうちに要支援という考え方はなくなっていく。こうした中で、違うメニューが恐らくつくられるにしましても、介護保険制度がありながらも、その介護保険制度を使えなくしていく、これが今の政治の進め方だというふうに思うわけであります。

そうしたことも含めて、ここで言われているのは、在宅が基本だということになれば、 在宅であれば、何も介護保険の要支援を使わなくてもいいじゃないかと、こういうへ理 屈が成り立っていく今の政治の進め方の実態だというふうに思うわけです。

そうしたことについて、じゃあ、次に、第2条の第2項、この第2条の中で、これも 文章あって中身なし、そうでしょう。要は指定介護予防支援の事業は、利用者の選択に 基づいて利用者の自立に向けて設定された目標、この設定された目標を達成するという 内容ですけれども、その目標というのが何なのか。箸と茶碗が持ててみそ汁が飲めるの か、こういう一つの捉え方もできる。そうした時の中で、そのすぐ下に、多様な事業者 から総合的かつ効率的に提供されるようにしなければならない。文字はあっても中身な し。 じゃあ、ここで言うところの多様な事業者というのは、多用というのは一つや二つではない。複数以上の事業者から総合的かつ効率的、言葉の遊びだと私は思うけれども。

ですから、多様な事業者とは何を指すか、幸田町に当てはめて。そして、総合的かつ 効率的に提供されるというものは具体的にはどういう内容なのか、説明がいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 要支援1、2の方については、平成30年度から、いわゆる新しい地域支援事業の取り組みの中で、今までの寄附事業から地域支援事業に変わる、これについて、その事業については、当然、総合事業の中で介護予防生活支援サービス事業であったりとか、一般の介護予防事業、こういったことで取り組んでいくということで、これは、市町村がやるわけですが、1、2の方については、そういった内容で取り組んでいくということでありますので、中身については、今ここで何があるかということは申し上げられませんけれども、特別その方たちをはずすという言い方がいいかどうかは、これはわかりませんけれども、対応はさせていただくということでありますのでよろしくお願いします。

それから、自立の設定の関係、多用の選択肢といいますか、事業所ということでございますけれども、ケアプランをつくっていきますと、これは御本人さんと家族の方から、いわゆるいろんな意見、意向を聞くわけです。状況も含めまして聞き取りをさせていただきました。

それに伴いまして、どんな対応ができるかというところで、事業所、例えば、病院であったりとか、施設であったりとかいうこと、さらには、福祉用具の貸与であったりとか、そういった方たちがかかわるいわゆる事業所ということであります。

そういった事業を取り組みながら、先ほど申し上げた自動化を防ぐためのサービス計画をつくっていくということをやっておるというふうに理解をしております。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、ここにあるように、先ほど私は申し上げたのです。

多様な事業者というのは、複数ですよと。条例の制定の中で、そういう多様なという 選択肢がたくさんありますよというところの条文の規定の内容は、あなた方とは何を想 定して多様な事業者か、そして、単品ではないよと。総合的かつ効率的な選択ができま すよといったときに、単品メニューではございません、何でもありですよと、こういう 条文の規定でありますから、その内容は何なのかということの答弁を求めているわけで あります。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 介護予防サービスにつきましては、サービスの選択をするということで、例えば、訪問介護、いわゆるヘルパーさんを利用する、さらには訪問介護があったりとか、リハビリでやるとか、通所、いわゆるデイサービスといいますけれども、通所介護であったりとか、先ほど申し上げた福祉用具の貸し出しであったりとか、当然、病院というのが含まれるわけですが、そういったところの対応する事業所、その中である事業、メニューということになろうかと思います。

その中で、先ほど申し上げたそれぞれの方にケアプランの中で、当然、御本人さん、

家族で目標をつくっていただきながら、その目標に向けた事業、どんなものが対応ができるのか、そういった対応をしながら予防をしているということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) そうしますと、その前段でありますよね。利用者の自立に向けて設定された目標を達成する。目標とは何なのか、これは自立ですよね。私の理解はそういうふうに。

だから、利用者の自立に向けた目標というのは、自立を目標とした、それを達成するために、当該目標を踏まえてと、当該目標を踏まえて多様な事業者や総合的かつ効率的なとこういうことを言われている。その前提としては、当該目標、目標がなければ何もできませんよと、こういう理屈になるわけですが、このいうところの当該目標というのは何ですか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 先ほど申し上げた介護予防サービス、いわゆる受けるため にケアプランを作成をしていきます。そのケアプラン、支援計画書というものがあるわけですが、いわゆるまず現状をお聞きをします。御本人さんと家族の方に当然お聞きを するわけですが、その現状に対する御本人さん、家族の意向をお聞きをします。この意向をお聞きをすると、当然、何が取り組めるのか、これは総合的にどうしたらいいのかという課題が出てくるわけですが、そのことに対して御本人さんは、どういう具体策を 望んでみえるのか。

例えば、これは一例でございますけれども、御本人さんの意向で無理な外出、出かけずに歩行器等を利用をして行動したい。これが御本人さんの意向であるわけですが、こういったことに対して、じゃあどういうことを目標にもっていくというのか、計画書の中に目標を定めます。

例えば、先ほどのことでいきますと、日常生活の中で一人でできることを継続をしていく、これが目標なわけです。この辺は、御本人さん、家族と合わせて計画書を作成していくわけですが、こういった計画書作成の中で、ある目標、御本人さんの状況に合わせてどういったことができるのか、何をもっていきそれを目標としてどういうふうに取り組んでいくのか、その中の一つが目標であるということであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 要は、ケアプランで本人の意向がどこにあるのかというものが示されたら、その目標を踏まえて多様な事業者から総合的かつ効率的なサービスを受けられるように配慮しなければならないよと、こういうことなのですよね。

ですから、文書的にはそうでしょう。だから、その基盤が、要は、この目標設定を実現するための基盤が我が幸田町にはどういうふうに実現されておるのか、目標設定はそうでしょう、本人がこれを目指したいといったら、その目標に向かって頑張ってきますよと、じゃあ、その目標を実現するための基盤整備が整っておりますか、こういうことなのです。

ですから、そうした点で、先ほど申し上げたように、国の基準をコピーをしてそのままやってきた、そうしたときに、足元の幸田町でそれが実現できないような状況があっ

たとしても、我知らずということで、後は、どうやってへ理屈を並べたてるかということだと思うのです。

だから、そうした点も含めていくならば、この第2条の第2項というのは、御説のとおりだと。御説のとおりだが、しかしという疑問符が出てくる。そこら辺はどういうふうに説明されますか。

- ○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(鈴木 司君) 2条の関係、これは基本方針ということで、当然、規則に準じてというか、従うべき基準として定めてあるということで、当然、幸田町の実情に合わせてどうかということも踏まえて条例を制定していかなければならないということでございますけれども、これも先ほどから申し上げておりますように、目標のいわゆる例示だということで御理解いただければと、幸田町内にどれだけの施設がといいますと、実際には、例えば、デイサービスを行う施設、それから、例えば、医者であったりとか、いわゆる通所をする施設等々のことであるわけですが、充実をしているかというのはどうかと思いますけれども、現在としては、その中で対応をさせていただいておるという状況です。

当然、住宅改修だったりとか、福祉用具の貸し出し、こういったものも合わせてその 事業の中に取り組みながらその目標を達成するためにやっておるということであります のでよろしくお願いします。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

- 13番、丸山千代子君の質疑を許します。
- 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 補正予算の中で、説明の中にありました蒲郡市幸田町衛生組合斎 場建設負担金が843万円載っております。これは、この斎場の設計の見直しと、建設 資材の高騰に対応するためということでございましたが、設計の見直しとはどういうことかということでありますが、その設計の見直しについて、どのような設計になってくるのかお尋ねしたいと思います。

それから、建設資材の高騰の原因、あるいは要因についてでありますが、また、何% 増額されたのかお尋ねするものであります。

次に、2つ目につきましては、相見駅駐車場の発券機の修繕が挙げられております。 40万円でございます。これは、保護フードをつけるということでございますけれども、 この原因についてお尋ねするものであります。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) まず1点、斎場建設の設計の見直しだということで、単価 の変更以外にどのようなものがあるかという御質問でございます。これにつきましては、 例えば、仮設工事におきましてネット養生シートを一部、防音性、安全性を高めるため にアルミ防音パネルに変えたとか、それと、受変電設備におきまして電気量を抑制する ために新たに高圧コンデンサー盤を1基追加したとか。電気の幹線設備設備におきまし

て、停電時に対応するために今まで幹線分義で行っておったものを単独幹線としたです とか、機械設備工事におきましては、空調能力の見直しにより製品の能力を変えたです とか、いわゆる現場に合わせるような形での見直しがあったということでございます。 続きまして、建設資材の高騰の原因、要因と何%かということでございます。

まず、建設資材の高騰の原因といたしましては、やはり、今、円安に伴います数々の 輸入原料、資材、こちらの高騰、合わせて、東日本大震災の復興事業に伴いました品薄 感、そのようなものが原因と考えております。

また、これにより何%増加ということでございますけれども、資材のみではなくて、 今回は、県単価、労務費合わせた刊行物の変更の部分でいきますと、4.1%の増とい う形になっております。

それと、相見駅の発券機修繕ということでございますけれども、こちらにつきましては、入り口部分の発券機並びにお客様の雨風を防ぐためのアルミ製のフードといいますか屋根と壁が一体となったものがありますけれども、これの2.5メーター制限だよという一番上の部分にぶつけられてしまって全体がゆがんでしまったということで、アルミ製品であるということで原形復旧がつかない、あるいは、取りかえ部品の接続ができないということで、今回、その部分を修繕をするということでございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山君。
- ○13番(丸山千代子君) 斎場の設計の見直しにつきましては、具体的な施設の、例えば、 部屋をどうするこうするではなくて、要は、電気量を抑制するための増設だとか停電時 に対応する、あるいは、そのように現場に合わせる形の中で、設備費について、この設 計変更をしたということの説明であったわけですが、これが、具体的に間取りの部分と か、ほかのところに影響するということはなくて、例えば、完成した暁に施設を利用す るために大きな変更があったということではないということですね。

それから、建築資材の高騰におきましては、昨日もテレビ等で中小業者の方の報道がされていたわけでありますが、要するに、輸入資材が高騰をしてきているということで、また、職人が集まらないということで、非常にこの高騰がしていて、なかなか作業ができない状況等が報道をされておりましたが、このようなことで高騰したということでありますが、これは、前々から見込まれていなかったのかということであります。

例えば、東日本大震災の復興に関する資材の品薄状況、こういうのは、前々から言われてきたことでありまして、これが、円安によってさらに拍車をかけたということのようでございますけれども、この点は、つかみきれなかったのかということであります。

次に、相見駅の駐車場の関係でありますけれども、2.5メートルの車の高さ制限が、 もっと大きくてぶつけられてしまったよということで、発券機まで修繕の対象になった ということでありますが、これは発券機までというのではなくて、要するに雨除けのた めの屋根を修理をするということですか。

説明の中では、入り口の発券機の修繕というふうに伺いましたが、今の説明ではどう も違うようであります。もう一度、説明がいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) まず、1点目でございます。変更の中身につきましては、

いわゆる外周りについての変更はございません。

ただ、そこそこにいわゆる設計の落ちがあったということ、例えば、舗装ですとか吹きつけですとか、そのようなもの、それは外構でございますけれども、については、追加があるということで、建物、そのものの変更はないということでございます。

続きまして、3年、4年前からの動向について把握ができなかったかということでございますけれども、こちらにつきましては、人件費につきましては、3年前に既にもう随分と高騰をいたしました。

ところが、それ以後、昨年2013年から2014年にかけましても人件費につきましては、平均6.5%ほど上がっております。

そして、先ほど職人不足によるということでありますけれども、まさにそのとおりで ございます。

いわゆる、今、全体で4.1%という御説明を申し上げましたけれども、県単価がなかったり、刊行物にうたっていないようなものについては、いわゆる三者からの見積もり徴収ということで行っております。

それにつきましては、加工賃も込みの見積もりも当然あるわけであります。こちらにつきましては、非常に斎場のような特殊な形状をしているようなところにつきましては、大変な上昇率があるということで、いわゆる人件費はかつてからもどんどん上がっております。資材費につきましては、この1年の円安によって随分上がっております。そこら辺はちょっと若干見込めなかった部分があるということで御理解をお願いをいたします。

それと、発券機でございますけれども、説明が悪くて申しわけございませんでした。 片屋根1基の取りかえ設置でございますので、よろしくお願いします。

○議長(大嶽 弘君) 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 補正予算の説明を一番の特徴としておりますが、今回も議案説明会ではないです。議案書朗読会、こういう状況が改められて、あなた方に学習能力なしということであれば、議案説明会及びそれに伴う議案質疑通告書、これはないほうがいい、あなた方もそうだろうと、そういうふうに思うという中で、今回、私が通告してある内容は、火葬場の建設にかかわる追加、843万円。施設内容に変更がなければいいのだよという、そういうおおらかな気持ちは私はございません。

この火葬場にかかわる建設負担金、幸田町の当初の、今年度の負担金は、3,491万6,000円、その24.1%、843万円が補正追加される。こういうことですよね。そこで、まず、今火葬場の建設はどういう段階に来ているのか、どういう段階とは、基本的にこうした大きな箱物ですよ。

箱物のときには、基本構想があると、その基本構想を土台にして基本設計をしたため、 その基本設計をもとにしながら実施設計を、この3つの段階が大まかにいって、そうい う順序でくる。今、どういう段階にありますか。

○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。

- ○環境経済部長(清水 宏君) 実施設計が昨年、25年9月に完了をしているという状況 であります。
- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 実施設計が昨年の9月に完了した。実施設計は、その設計の内容に 従って、工事発注をする一番の大もとです。その実施設計に基づいて入札価格、設計価 格がつけられる。その価格に基づいて、あとはどれだけ足きりするかという、それは、 入札の問題。

そうじゃなくて、実施設計では、基本的にはもうでき上がっている。でき上がっていないといけないのが、もう後1年と2カ月から3カ月したら、24.1%、幸田町にとってということは、蒲郡と幸田町がそれぞれ役割分担、負担割合が違う、しかし、アップ率はそう大きな違いはないといったときに、じゃあ、この本体の当初の金額は幾らなのか。

そして、24.1%増という形になったときに、じゃあ、この火葬場の建設は幾らに 膨れ上がったのか説明がいただきたい。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 当初の実施設計事業費でございます。11億8,150万7,000円、今回、変更後でございますけれども、14億3,528万9,000円、 差し引き2億5,378万2,000円の増であります。
- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) この事業については、私どもが当局から説明をいただいている3カ 年の事業、継続する事業ですよとこういうことですよね。

そうしますと、この3カ年でまだ入札は済んでいないわけですよね。今の説明でいきますと。

そうしますと、この3カ年というのは、私どもが聞いているのは26、27、28、26年はもう年が明ければ後残り3カ月です。3カ月の段階で実施設計の見直しがどんどんされてきたと、そうすると、平成26年は、自主的には、例えば入札をかけてしても工事着手にはならない。

そうしますと、26、27、28、29になり兼ねないです。そうしたときには、私もうるおぼえ何度も言えないですが、供用開始の関係は、もう平成27年度中の供用開始ですよという説明を受けてきた。こういう記憶があるわけですが、これでいったら供用開始はいつになりますか。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 今後の予定から申し上げますと、来年1月に入札会を実施 する予定でございます。

それと、3月に組合議会で御承認をいただき、3月末工事着手という段取りで、現在 おります。

それと、当初、議員のおっしゃいますとおり、平成27年4月の供用開始を目途に進めておったところでございますけども、実際には、平成28年7月ぐらいに供用開始をする予定でございます。全体が完成するのは、いわゆる供用開始をして様子見をしなが

ら調整をして旧の建物解体撤去いたしますので、全体が完了するのは、平成29年1月 くらいかと考えています。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 今回、843万円の建設負担金の蒲郡と幸田の割合比較で幸田町が 負担をする。この事業そのものが先ほど申し上げた3年間。じゃあ、この3年間の割合 というのは、負担割合は変わらない。建設負担金にかかわっては、トータル的にはどれ だけ幸田町が負担するということが1つ。

今の話を聞く限りでは、設計業者は極めてものが悪いというふうに私は思います。この設計業者はどこの業者で何ていう名前ですか。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) まず、負担額でございますけれども、トータルで3カ年で 負担金額幸田町3,265万7,000円、現在のところ増加するということでございま す。

それと、業者でございますけれども、内藤設計事務所というところでございます。本 社は、京都府京都市でございますけれども、名古屋支店のほうが請けておるということ でございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 当初から、3,265万7,000円、今回、たまたま843万円増、まだまだ残りのほうが大変な額です。そうしたときに、あなたの説明でいきますと、実施設計にあれもおしていた、これもおしていたと、外構的な問題もありますよということを言っておりますけれども、そんなものが実施設計の段階でどこでチェックされる、恐らく内藤設計ではあせってできなかったと、そうしたときに、行政側が恐らくチェックをして相協議をしてという形だろうなというふうには想定するわけですけれども、余りにもものが悪過ぎるということと、もう一つは、これは、私自身の感覚、皆さんがどうのこうのということを申し上げるつもりはない。

蒲郡市の市政と市議会の対応の問題、姿勢、どういう姿勢で臨んでいるのか、これは、私自身の経験からいくと、幸田町の昭和50年代のレベルとラベル、昭和50年代というのは、1975年から1985年、この10年間、幸田町の10年間全部一緒だと申しません。その間にあってきた幸田町の行政のレベル、議会のレベル、極めてよく、具体的には、これまでまだ委員会の中では十分できますが、結局、議会のほうは、予算が出たら一旦は可決しながら補正予算をどんどんねだっていく、行政のほうも議会から補正予算のねだりがないと寂しいなとこういう姿勢の実態だというのは、私自身も衛生組合にかかわってきた経験から含めていくならば、そういうまちの政治の実態の中にある中で火葬場の関係がそうです。

言ってみれば、今、あなたの説明の中では、建設工事と、それから電気の高圧の関係、そして機械の関係も、その主要な3部門の中で、843万円、トータル的には、3,200万円からの今後増になる。その増は24.1%。物価上昇やら人件費高騰があったとしても、4分の1近くが今後増額されてきますよと、こういうものをああよっしゃっていって、わかったといってやってきた建設委員、これは蒲郡と幸田町の議員や当局が

入った建設委員会というのが。

あなたもその中の一員だというふうにお聞きしているけれども、この建設委員会では、 ああそうか、じゃあしょうがないわな、上がってくるやつはしょうがないわと、こうい うふうな議論があったのか、それとも、ものが悪いじゃないかこの設計業者は、その設 計業者と一連託生とは言いませんが、大体、同じ同等のレベルで市のやり方についても 委員かですから、きちんと批判があって指摘がされたのか、当局はどういう対応をされ ているのか。

こんなことをばんと蒸し返されたら、何ともならないのです。これからもずっと続いていく。政治の状況は日々変化する、経済もすぐに変化するといったときに、地公法ではないけれども、情勢摘要の原則というのが地方公務員法の中である。情勢に適用するためには、議会も委員会も当局もこれもあれもしょうがない、あれもしょうがないと言ってきたのが、蒲郡の姿勢であるし、幸田町の議会の、幸田町の町政も大体同じ水準だということが言えるわけです。

ところが、どういうふうに委員会の中で、これは確か建設委員会があったはずなんだ。 建設委員会の中でどうやられたのか。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) まず、1点目でございますけども、請負業者、設計業者で ございますけれども、こちらにつきましては、先ほど丸山委員のほうに申し上げました とおり、単価の置きかえだけでいくのが4.1%の増であったものの、いわゆる見積も りに関しては、14%の増、もうこれは突出しております。

こちらについて、もう明らかにこれは見積もりが甘いではないかということで、業者 のほうには強く注意をしてきたところであります。

それと、建設委員会での中身でございますけれども、当初から、私ども幸田町の委員 につきましては、単価の置きかえですよという説明を受けたおったものですから、その まま流れてきてしまったというような形でございます。

しかしながら、ことしの10月末にかけまして、この2億5,300万円という数字が出てきたものですから、先般行われました11月14日の金曜日でございますけれども、行われました建設委員会のほうで、私ども幸田町側の委員から中身を問い合わせ、問い詰めたりとか、いわゆる幸田町に対する対応が悪いのではないかとか、そういうことで申し入れをしました経過がございます。

蒲郡市の委員会での対応ということについて、私どもは把握をしてございませんので よろしくお願いいたします。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、当初でいけば、トータル的には11億8,000万円余り、 それが、設計変更やら工事費やら物価のアップで14億3,000万円で、トータル的 には2億5,000万円の増ですよと、こうしたことが、スルスルっと通っていけば、 業者にああめってしかっても業者なんか頭からすっと抜けていくだけ。どのみちという ことになったときに、私は業者に一定のペナルティーをかけないといけないではないか。 実施設計の段階で、あれも抜け落ちておりました、これも抜け落ちていました。人件

費の高騰があります、資材の高騰がありますよというところにとってつけて、どさくさまぎれにエレベーターどうなってしまった。実施設計をした段階で、東日本大震災の教訓を受けて耐震強度の関係はすべからく全体の建築資材を含めた関係の中で、耐震強度というのは出されたはずなんだと。そうしたものがエレベーターの中にあらわれてきた。これは何なのか、設計業者ものが悪過ぎる。それをチェックする委員会もものが悪い。お役で行ったんじゃないやろかという指摘もあるわけです。

そうしたときに、じゃあ、幾ら言葉ではめっといって叱っても、業者は毎度のことであります。時が過ぎれば、頭の上を通過していく、これは、みんな表現悪いけど頭張り倒さないといけない、治らないといったときに、ペナルティーどうするのかというのは、行政レベル、蒲郡と幸田町のレベルでそういう話をされたかどうか。

もう一つは、委員会という形の中で、蒲郡の市議会のメンバー、幸田町の議会のメン バーも入って、委員会が構成をされております。そうした中ではどうですか。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) ただいまの設計業者につきましての御質問でございますが、 私ども、いわゆる事務方におきましても、基本設計、実施設計、基本設計は入札でござ いますけれども、実施設計については随意契約で受けているということで、今後、施工 監理がございます。施工監理につきましても、蒲郡市のほうには、内藤設計では心配で ありますという申し出をしました。

その結果、建設委員会のほうでも、こちらのほうの議論がされたわけでございますけれども、こちらにつきましては、強く注意をし責任を全うさせるべきだという御意見が ございまして、引き続き内藤設計に施工監理のほうも任せるということでございます。

したがって、ペナルティーについては、申し出はしましたけれども、最後まで責任を 持たせるという御意見が強かったということでございます。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 結局、内藤設計のできの悪さは、皆さん承知の上だと。承知の上ならペナルティーとして、別に頭を張り倒さんでも設計監理は違う業者で、設計をした内藤設計の内容できちんとされているかどうかというのは、内藤以外でチェックをする、そういう行政としてのチェック機能というものを、果たせさせる権限があるわけです。 行政側は、設計監理者を誰にするか。率直にいえば議会どおりやらなくてもいいのです。請負契約の関係から含めて、契約案件に該当、議決案件に該当するかどうかと言ったら該当しない。該当しないことに対して、議会も巻き込んで連れしょんべんでいいことに対して、議会も巻き込んで連れしょんべんでいいことに対して、議会も巻き込んで連れしょんべんでいいこ

たら該当しない。該当しないことに対して、議会も巻き込んで連れしょんべんでいいことにしてしまえという形で口ではめっと言っておきながら、実施設計に基づく建設の関係では、設計監理も内藤設計でいいじゃないか、一連託生では毒をくらわば行政と一緒に議員のほうも議会のほうも委員会のほうも食べましょうよと、こういうことですよね。そういう私の理解ですが、よろしいですか。

- ○議長(大嶽 弘君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) まず、1点目、行政のチェック機能ということでございますけれども、蒲郡市の住宅建築課、こちらのほうに設計の内容についてはみておっていただくというような形でございますけれども、ただ、成果品の出が遅かったということ

で、ちょっと事務作業がおくれてきたということでございます。

それと、一連託生ということでございますけれども、やはり、お互い、今回建設委員会でもそうでございますけれども、これは人の町政でもそうでございますけれども、お互いやはり議論を闘わせながらやっていくという姿勢、これは、今後とも持っていきたいというふうに考えております。

あくまでも幸田町の議会にお願いをするということでございますので、私どもは私ど もの説明責任を果たさせていただきますということで、申し入れはしてありますのでよ ろしくお願いいたします。

- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 言ってみれば、行政も設計業者も、そして議会の関係もお互いに傷のなめ合いをやってよしやといって今日まできた。しかし、この傷は3年間幸田町にとっても蒲郡にとっても負担増になってくる。こういうことだけは、申し上げておきます。次に、安倍首相が大義無き解散という形で、どこの市町は予算は計上したのはないと思います。そうした中で、現実に予算執行がされてきたときに、この予算どこから。
- ○議長(大嶽 弘君) 総務部長。
- ○総務部長(小野浩史君) 今回の衆議院の解散につきましては、11月21日に解散をいたし、選挙日程を12月2日告示、それから14日投票ということでございましたので、この選挙執行に係る予算につきましては、議会にお諮りをし、補正予算をお認めいただくいとまがございませんでしたので、予備費にて対応をさせていただきました。
- ○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託について、お諮りをします。

ただいま、一括議題となっております第59号議案から第62号議案までの4件は、 会議規則第39条の規程により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の 常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を、きたる12月19日まで に取りまとめ、12月22日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですのでよろしくお願いします。

ここで日程変更について、お諮りします。

お手元に配付の会期日程では、明日12月10日は本会議となっておりますが、質疑 は本日全て終了しました。

よって、明日12月10日の本会議は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、12月10日の本会議は休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会します。

次回は、12月22日午前9時から会議を再開しますのでよろしくお願いします。 長時間お疲れさまでした。

散会 午後 0時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 平成26年12月9日

議 長

議員

議員